

商 法 (50 点)

以下の事実をもとに、(1) (2) に解答しなさい。

1. P株式会社は、監査役設置会社であり、その定款に「P社株式の譲渡による取得についてP社の承認を要する」旨の定めはない。P社の取締役は、代表取締役社長のA、Aの長男で専務取締役であるBのほか、使用人を兼務する代表権のない取締役C、D、Eの5名である。P社の経営はほとんどAの独断で行われており、他の取締役はそれに機械的に従うのが常であった。

2. ギャンブル好きのBは、P社の金合計5億円を使い込んだ。このBによる使い込みは、P社が、取締役の職務の執行が法令および定款に適合することを確保するための体制その他会社の業務の適正を確保するために必要な体制を整備していれば防止できる可能性が高かったが、P社はそのような体制を整備していなかった。

使い込みが発覚したことでBはP社の取締役を辞任したが、Bは、ギャンブルで使い込んだ金をすべて費消してしまい、無資力の状態になっている。

3. その後、Aは、息子の不祥事の責任をとって取締役を辞任したが、顧問としての立場でP社に在籍した。P社の代表取締役の地位にはDが就任したが、Aは辞任後もP社の運営について指示を行っていた。DはAの指示通りにリスクの大きい事業に乗り出して失敗し、P社は支払不能状態に陥った。

(1) 事実の 1.と 2.について、P社の監査役は、P社はBの使い込んだ5億円相当額の損害を被ったとして、P社を代表して、取締役であるCのP社に対する損害賠償責任を追及する訴訟を提起した。この請求は認められるか。

(2) 事実の 3.について、P社が支払不能状態に陥ったことによりP社に対する債権を回収できなくなったFは、回収不能額を損害としてAに対してその賠償を請求することができるか。Aの取締役退任登記がされていなかった場合と退任登記がされていた場合とで違いが生じるか。